

私立専修学校教育振興費補助金交付要綱実施細目

令和3年9月22日
3生私振第155号
生活文化局私学部長決定

私立専修学校教育振興費補助金に係る交付の対象について、下記のとおり定める。

記

補助金交付年度の5月1日現在生徒が在籍する私立専修学校（保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）の規定に基づき指定を受けた学校を除く。）の高等課程を設置する者（ただし、交付年度の5月1日現在において、修業年限が1年6か月の生徒のみの専修学校（高等課程）にあっては、交付年度の末日まで生徒が在籍する見込みの専修学校（高等課程）を設置する者とする。）のうち、補助金交付年度中に設置者を欠き、やむを得ない理由により設置者変更認可を受けることができない学校は、学校管理運営及び経費負担について責任を負う者を設置者代行とすることにより、補助金の交付を受けることができる。